

県有財産売買契約書（案）

売払人和歌山県（以下「甲」という。）と買受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、甲の所有する次の船舶及びその附属品（以下「売買物件」という。）を現状の姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

和歌山県漁業取締船「みさき」

進水年月日 平成14年7月

主要寸法 登録長さ 21.52m、登録幅 4.80m、登録深さ 2.47m

総トン数 39トン

（売買代金）

第3条 売買物件の売買代金（以下「売買代金」という。）は、金-----円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 -----円）とする。

（支払方法）

第4条 乙は、甲の発する納入通知書により、この契約締結の翌日から起算して15日以内に、売買代金を甲に支払わなければならない。

（契約保証金）

第5条 乙は、甲が定める契約保証金を、この契約を締結する際に、甲に納付しなければならない。

2 乙がこの契約に定める義務を履行しないために甲がこの契約を解除したときには、乙が納付した契約保証金は、甲に帰属する。

（所有権の移転及び登記）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の全額を納付し、甲がその収納を完了したときに乙に移転するものとする。

2 物件の所有権移転の登記等、権利移転に伴う手続きは乙が行い、手続きに要する費用は乙が負担するものとする。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲、乙両者は、売買物件の所有権が乙に移転した後、令和8年1月30日までに、甲乙協議の上決定した期日に甲の指定する場所において、甲、乙立会の上、引渡しを行い、受渡証書を相互に取り交わすものとする。ただし、天災その他の正当な理由によって期限までに搬出を完了することができない場合は、乙はその理由書を甲に提出し、期限の延長を求めることができる。この場合、甲はその申請が正当な理由があつてなされたものと認めたときは、これを承認する。

（法令の規定に基づく手続き等）

第8条 乙が前条の規定により引渡しを受けた後における法令の規定に基づく手続き等は、すべて乙において履行するものとし、甲は一切その責めに任じない。

（危険負担）

第9条 乙は、この契約締結の時から第7条に規定する売買物件の引き渡しまでの間において、売買物件が甲の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、その損失は乙の負担とし、甲に対して、売買代金の減免又は契約の解除を請求するこ

とができない。

(契約不適合責任)

第 10 条 乙は、売買物件の引渡し後、売買物件に数量の不足又はその他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、甲が知りながら告げなかった事実及び消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者である場合、契約の不適合を知った時から 1 年以内については、この限りでない。

(用途の制限)

第 11 条 乙は、引き渡しの日から 5 年間、売買物件を和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下同じ。）、同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）の活動等の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

(用途の承継)

第 12 条 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転し、又はその物件を第三者に貸し付けるときには、前条に定める義務について、その譲受人又は賃借人に承継させなければならない。

(実地調査等)

第 13 条 甲は、第 11 条に定める事項について必要があると認めるときには、乙に対し、所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。この場合において、乙は、報告若しくは資料の提出を怠り、又は実地調査を拒み、若しくは妨げてはならない。

(違約金)

第 14 条 乙は、第 11 条に定める義務に違反したときは、売買代金の 3 割に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときには、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙（自己又は自法人の役員等（役員、顧問及び相談役）その他経営に実質的に関与している者をいう。）が次のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

- (1) 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等（以下この項において「暴力団員等」という。）であると認められる者。
- (2) 暴力団（暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。
- (3) 自己、自法人の役員等若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者。
- (4) 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- (5) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (6) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者。
- (7) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる行為などを行った者。

- 3 甲は、第1項及び第2項に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。
- 4 第1項及び第2項の場合において、乙が売買物件の所有権移転登記を受け、又は引渡しを受けているときには、乙は、乙の負担において、その登記の抹消登記手続を行い、原状回復の上、甲の指定する期日までに売買物件の返還をしなければならない。ただし、甲が当該物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができるものとする。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定により本契約を解除された場合には、乙が売買物件に投じた改良費等の有益費、必要費又はその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときには、その損害の賠償を乙に請求することができる。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(訴訟管轄)

第18条 この契約に関する訴訟の管轄裁判所は、和歌山地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第19条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山県知事 宮 崎 泉 ⑩

乙 (住所)

(商号又は氏名)

(法人代表者役職及び氏名) ⑩